

～農地法～

- ・農地とは ～ 耕作の目的に供されている土地。農地法上の農地は、事実状態で判断され、登記簿上の地目は関係ない。
又、休耕地も原則として農地である。
- ・採草放牧地とは ～ 主として耕作又は養畜事業のために牧草等を栽培したり放牧したりするための土地。事実状態で判断され、登記簿上の地目とは関係なく農地法の適用があるのは、農地と同様。

条文	状況		許可の主体	条件	許可不要		市街化 区域内	許可・届出なし		罰則
					共通	非共通				
3条	農→農 採→採 採→農	<u>権利移動</u> 現状のまま の使用収益 権を移動	農業委員会	つけることができる	・農林水産省令で定める ・土地収用法による収用	・国、都道府県の権利取得 ・遺産分割、相続での取得 ・民事調停法による農事調停による取得	許可 (特則なし)	無効	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (法人が4条・5条違反の場合1億円以下の罰金)	
4条	農→宅	<u>自ら転用</u>	都道府県知事			・国、都道府県が道路、農業用排水施設等の地域又は農業振興上必要性が高い施設にするための転用				・採草放牧地の転用 ・農家が自己所有農地2a未済を農業用施設に転用する場合
5条	農→宅 採→宅 農→採	<u>転用目的で権利移動</u>	都道府県知事			採草放牧地を農地に転用 (3条許可は必要)	無効			

※ 農(農地の略)・採(採草放牧地の略)・宅(宅地の略)

* 農地の賃貸借契約に関する許可権者

農地の賃貸借契約時 ～ 農地法3条許可

農地の賃貸借契約解除時 ～ 都道府県知事の許可